

中間前払金の対象範囲の拡大について

平成26年3月

建設政策課

- 秋田県では、平成13年度から中間前払金制度を導入しています。
- 中間前払金制度は、着手時の前払金に加え、工期の後半に簡単な手続きで更なる前払金を受けられる制度です。
- 県発注工事の受注者の資金調達の円滑化を図るため、平成26年4月から対象範囲を拡大します。

1 中間前払金制度

着手時において、

前払金（契約金額の10分の4以内の額）

の支払いを受けた後に、

工事の中間段階において、

中間前払金（契約金額の10分の2以内の額）

を追加して受けることができる。

※中間前払金の支払い要件

次のすべてに該当すること。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表上の工期の2分の1までの作業が行われていること。
- ③ 出来高が2分の1以上であること。

2 拡充内容

対象となる工事の範囲を、

「契約金額1,000万円以上、かつ、工期150日超」

から

「契約金額100万円以上（工期の制限なし）」

に改正する。